

生活経済事犯に悪用される犯罪インフラ対策の一層の推進について

平成 24 年 12 月 28 日

岩 生 環 第 307 号

通達の概要

この通達は、生活経済事犯の犯罪インフラ対策に関し、必要な事項を定めるものである。